

マイナンバーカードを活用した新しいタクシー助成制度について

2種類のタクシー券（高齢者通院等タクシー券、いきいきタクシー券）を1つにまとめ、マイナンバーカードを活用した新しいタクシー助成制度を運用開始します。

- 1 運用開始日 令和8年4月1日
- 2 対象者 70歳以上のかた、障がい者、介護認定者、母子父子家庭
- 3 助成方法 マイナンバーカードを活用した助成【要事前登録】

【事前登録】公民館出張窓口（各館1日）
又は市役所市民ホール特設窓口（3月3日～）

タクシー助成の利用手順



4 助成内容

- ・ 助成額 1回の乗車につき、500円又は料金の3割（上限1,500円）
- ・ 助成回数 年間最大36回
- ・ 更新手続 カード有効期限までは自動更新

- 5 専用コールセンター 0276-55-3160（2月2日～）
午前9時～午後4時（土日祝日を除く）

【マイナンバーカードをお持ちでないかたは、専用タクシーカードを発行します】